

災害VRコンテンツ製作業務委託指名型プロポーザル実施要領

(令和3年9月13日危機管理局長決裁)

1 事業目的及び業務委託概要

(1) 事業目的

自然災害による被害を最小のものとするには、市民一人ひとりによる災害への備えや適切な避難行動が重要となり、市民の行動変容を促すためには、「リアリティのある被災体験」が大変有効であることから、災害の模擬体験を通じた市民の防災・減災意識の涵養を図るために必要となる、VR技術を用いた災害体験コンテンツを整備すること。

(2) 業務名

災害VRコンテンツ製作業務委託（以下、「本業務」という。）

(3) 業務内容

別紙「災害VRコンテンツ製作業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月15日(火)までとする。

(5) 業務委託提案上限額

22,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務委託特定方法

本業務を委託するにあたっては、指名型プロポーザル方式とし、VR映像製作について高度な創造性、技術力、専門的な知識及び経験を有する者から技術提案及び企画提案を募集し、最も適切な者を本業務の受注者として特定することとする。なお、特定方法については、「9 提案の審査及び特定の方法」のとおりとする。

3 参加要件

本業務は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項に規定する指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て中又は構成手続き中、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て中又は再生手続き中でないこと。
- (5) 仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）の滞納がないこと。

4 実施スケジュール

実施内容	実施期間
質問提出期限	令和3年9月16日(木)
質問回答日	令和3年9月24日(金)
参加表明書提出期限	令和3年9月28日(火)
企画提案書等提出期限	令和3年10月8日(金)
プレゼンテーション及び質疑応答	令和3年10月13日(水)
結果通知	令和3年10月中旬
契約締結	令和3年10月下旬

※ 本業務についての説明会は実施しません。

5 質問及び回答

(1) 質問の内容

本業務に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 提出方法

郵送又は電子メール

イ 提出先

仙台市危機管理局防災・減災部減災推進課

ウ 提出期限

令和3年9月16日(木)17時(必着)

エ 様式

質問書(様式第1号)を使用すること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、参加申し込みのあったすべての事業者に対して回答を電子メールで送付する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 提出期限

令和3年9月28日(火)17時(必着)

(3) 提出先

仙台市危機管理局防災・減災部減災推進課

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号） 1部

イ 会社概要（様式第3号） 1部

ウ 誓約書（様式第4号） 1部

エ 類似業務受注実績（任意様式） 10部（正本1部、副本9部、A4版両面印刷、3ページ以内とする）

(ア) 官民を問わずこれまで実施した代表的な事業がわかる資料

(イ) 過去5年間（平成28年～令和2年度）における地方自治体からの類似業務があれば併せて提出

オ 仙台市税又は現在の主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）の滞納がないことの証明書 1部

カ 消費税及び地方消費税に関する証明書 1部

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 提出期限

令和3年10月8日(金)17時(必着)

(3) 提出先

仙台市危機管理局防災・減災部減災推進課

(4) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式にて(5)に掲げる構成に従い作成すること）

10部（正本1部、副本9部）

イ 業務見積書（任意様式にて消費税額、税抜、税込価格を併せて表記すること）

10部（正本1部、副本9部）

ウ 映像資料 DVD-R 1枚

① 雨の強弱がわかるもの

② 海や川などの流れ、動きがわかるもの

③ 街並み

(ア) プレゼンテーションにおいて再生することを想定した、提案者の映像製作技術を紹介するための災害3DCG映像とすること（本業務で予定される製作技術と同等であれば、過去に自治体や企業等から受託し、製作した映像等を再編集したものでも可）。

(イ) 音声付きの映像とし、各場面の尺はそれぞれ約20秒、計60秒以内とする。

(ウ) 各場面の右上に「①雨の強弱」「②海や川などの流れ、動き」「③街並み」とテロップを入れること。

(エ) 動画ファイルはMPEG4形式とし、DVDプレイヤーやDVDドライブ付きのPC等で再生できるようファイナライズ済みのものとする。ケースは透明なプラスチックケース（個装できるもの）とすること。

(5) 企画提案書の構成について

表紙、目次、本編で構成すること。A4版縦、横書き、両面印刷、左綴り、本編20ページ以内とすること。ただし、図表等で必要な場合のみ部分的にA4版横やA3版で作成しても差し支えない。なお、白黒印刷・カラー印刷のいずれでも可とする。

ア 表紙

題名に「災害VRコンテンツ製作業務企画提案書」と記述し、正本にのみ事業者名を記載すること。

イ 目次

参照先のページ番号を記載すること。

ウ 業務の全体計画

(ア) 業務の実施方針

(イ) 業務の実施体制（人員や各業務における役割、担当者の業務経験等も加味し作成すること。）

(ウ) 実施スケジュール

エ 業務内容に関する企画提案

以下の項目について、構成とシナリオが確認できるよう、絵コンテを用いて具体的に示すこと。

(ア) 洪水災害コンテンツについて

(イ) 津波災害コンテンツについて

(6) プレゼンテーション及び質疑応答について

ア 開催日時

令和3年10月13日(水) 9時00分から

イ 開催方法

(ア) プレゼンテーションの時間は20分以内、内容に関する質疑応答の時間は10分程度とする。

(イ) プレゼンテーションの発表者は3名以内とする。

(ウ) 使用する説明資料は、提出された企画提案書及び映像資料のみとする。映像資料については、発表者の任意のタイミングで再生するものとし、映像資料の再生用PC、プロジェクター、スクリーンは事務局で用意する。

(エ) プレゼンテーションの実施順番は、企画提案書の受付順とし、提案者には開催通知にて事前に順番、集合時間等を通知する。

(オ) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンラインでの開催となった場合は、提案者に事前通知をする。

8 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、指名者に無断で本業務以外に使用しない。なお、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 正本にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- (5) 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (6) 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、参加者の提案力や業務理解度などを判断するが、本指名型プロポーザルによる受注者の提案内容を全て実施することを保証するものではない。また、提案内容については、指名者が提出する業務参考見積書の金額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。
- (7) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 提案の審査及び特定の方法

(1) 審査方法

企画提案書の審査は「災害VRコンテンツ製作業務委託指名型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、下記(3)で示す評価基準を基に審査を行うものとする。

- (2) 審査委員会では、5名の委員がそれぞれ100点満点で評価し、5名の点数の合計点数（500点満点）が最も高い提案者を受注者として特定する。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は、次表に掲げるとおりとする。評価基準の詳細は、別紙「災害VRコンテンツ製作業務委託指名型プロポーザル評価基準表」参照。

評価項目（評価対象）	配点
① 事業の理解度（企画提案書等）	10
② 実施方針及び実施体制（企画提案書）	10
③ コンテンツの構成（絵コンテ・企画提案書）	15
④ コンテンツのシナリオ（絵コンテ・企画提案書）	15
⑤ コンテンツの運用上の有用性（絵コンテ・企画提案書）	15
⑥ 映像製作技術（映像資料）	25
⑦ 見積額（業務見積書）	10
	合計点 100

- (4) 同一点数により1者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「③ コンテンツの構成」、「④ コンテンツのシナリオ」、「⑤ コンテンツの運用上の有用性」及び「⑥ 映像製作技術」の合計点数が最も高い提案者を受注者として特定する。

- (5) 業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」は、審査委員全員が、合計点満点のうち6割以上とし、これに満たない提案者は受注者として特定しないものとする。

10 受注者の特定

- (1) 令和3年10月中旬以降に提案者全員に特定及び非特定結果を書面により通知する。
- (2) 上記(1)により特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、次により非特定理由についての説明を求めることができる。
- ア 提出方法
持参、郵送、FAX 又は電子メール（いずれの方法でも期間内必着とする。）
- イ 提出先
仙台市危機管理局防災・減災部減災推進課
- ウ 様式
様式は自由とするが、A4版縦長で作成すること。
- (3) 非特定理由の説明請求に対する回答
非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（本市の休日を除く。）以内に書面により行う。

11 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本業務への参加資格を失うものとする。

契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。なお、受注者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領3に示す参加要件を欠くことになった場合

12 その他

本要領に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。